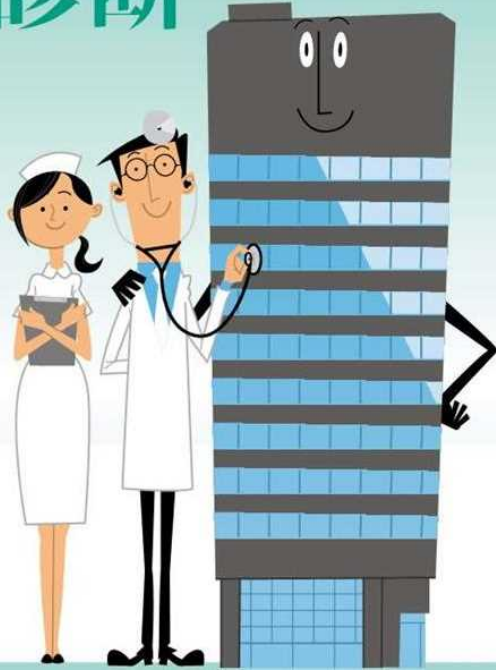


# 建物も あなたと同じ 健康診断



## 定期報告の 状況について

沖縄県  
建築行政連絡会議

1

## 定期報告とは

特定建築物（商業施設、病院、博物館 等）は、不特定多数の人が利用するため、いったん火災などの災害が起こると大惨事になる恐れがあります。

そのため、所有者又は管理者は、定期的に調査を行い、その結果を特定行政庁（県や市）に報告する義務があります。

2

# 建築基準法の改正について

○平成28年6月1日～ 改正建築基準法が施行

○これに伴い、沖縄県建築基準法施行細則も改正施行

→ 報告対象となる建築物等が変更

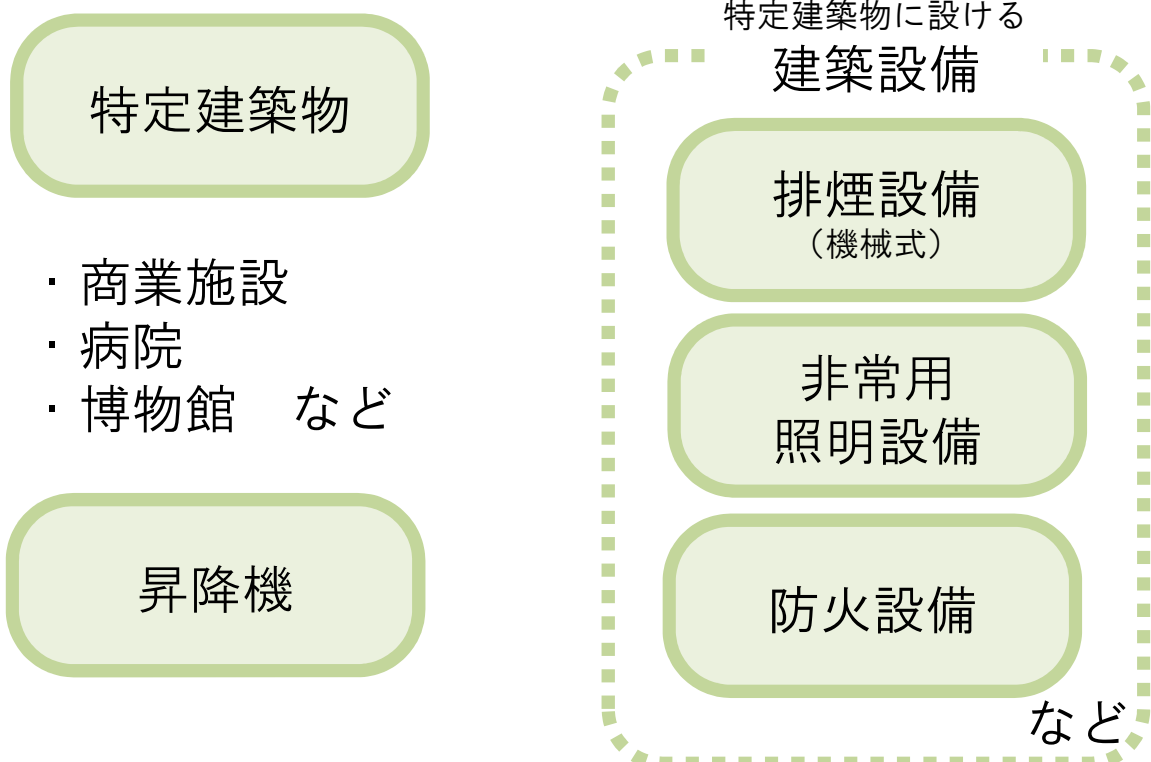
①学校や共同住宅が対象外

②対象用途が1階（避難階）のみにあるものは対象外  
など

→ 調査・検査資格制度の変更

3

## 定期報告の対象



4

## 建築物の定期報告の状況①

平成26年度 商業施設、学校・体育館 等

対象用途	地域	報告対象件数 (件)	報告件数 (件)	報告率 (%)
商業施設	北部管内	67	15	22.4
	全国65.6% (H26) 県全体	897	264	29.4
学校・体育館	北部管内	67	48	71.6
	全国89.5% (H26) 県全体	312	220	70.5

5

## 建築物の定期報告の状況②

平成27年度 病院、福祉施設、博物館 等

対象用途	地域	報告対象件数 (件)	報告件数 (件)	報告率 (%)
病院・診療所	北部管内	20	7	35.0
	全国87.7% (H26) 県全体	201	86	42.8
福祉施設	北部管内	90	45	50.0
	全国集計無 県全体	672	279	41.5
博物館 等	北部管内	8	2	25.0
	全国73.8% (H26) 県全体	41	18	43.9

6

## 建築物の定期報告の状況③

平成28年度 昇降機、建築設備

対象用途	地域	報告対象件数 (件)	報告件数 (件)	報告率 (%)
昇降機	北部管内	627	596	95.1
	全国95.0% (H26)	9,132	7,376	80.8
建築設備	北部管内	577	153	26.5
	全国72.4% (H26)	2,160	837	38.8

7

## 北部管内における課題等

- 福祉施設や学校・体育館の報告率は、  
県全体平均より高いが、全国と比較するとまだまだ低い
- 商業施設、病院・診療所及び博物館等並びに  
建築設備の報告率は、県全体の平均と比較して低い状況

## 建築物や建築設備の定期報告率の向上が課題

みなさまの御協力をよろしくお願いいたします。